

高齢者がん医療協議会（コンソーシアム）2021年

学会・研究会名	氏名	所	属
日本がんサポーターケア学会	海堀昌樹	関西医科大学	外科
日本癌治療学会	長島文夫	杏林大学	腫瘍内科
日本臨床腫瘍学会	津端由佳里	島根大学医学部附属病院	呼吸器・化学療法内科
日本血液学会	千葉 滋	筑波大学医学医療系	血液内科
日本放射線腫瘍学会	橋本弥一郎	東京女子医科大学	放射線腫瘍科
日本緩和医療学会	山口 崇	甲南医療センター	緩和ケア内科
日本肺癌学会	二宮貴一郎	岡山大学	血液・腫瘍・呼吸器内科
日本婦人科腫瘍学会	吉田好雄	福井大学医学部	産婦人科
日本乳癌学会	石黒 洋	埼玉医科大学国際医療センター	乳腺腫瘍科
日本皮膚悪性腫瘍学会	竹之内辰也	新潟県立がんセンター	皮膚科
日本口腔腫瘍学会	上田倫弘	北海道がんセンター	口腔腫瘍外科
日本泌尿器科学会	久米春喜（担当：中村真樹）	東京大学医学部	泌尿器科学
日本サイコオンコロジー学会	小川朝生	国立がん研究センター東病院	精神腫瘍科
日本臨床腫瘍薬学会	鈴木賢一	星薬科大学	実務教育研究部門
日本がん看護学会	綿貫成明	国立看護大学校	老年看護学
日本がんリハビリテーション研究会	井上順一郎	神戸大学医学部附属病院	リハビリテーション部
日本胃癌学会	田中千恵	名古屋大学医学部附属病院	消化器外科
日本ペインクリニック学会	山口重樹	獨協医科大学	麻酔科
日本慢性疼痛学会	福井 聖（副：西木戸修）	滋賀医科大学附属病院（昭和大学病院）	ペインクリニック科（緩和医療科）
日本対がん協会	野村由美子		
日本緩和医療薬学会	佐野元彦	星薬科大学	実務教育研究部門
日本医療薬学会	松尾宏一	福岡大学筑紫病院	薬剤部
日本老年医学会	山本寛	東京都健康長寿医療センター	呼吸器内科
全国がん患者団体連合会	眞島喜幸	全国がん患者団体連合会	NPO PanCAN Japan
日本造血・免疫細胞療法学会	査読等に協力はするが委員はなし		
日本頭頸部癌学会	査読等に協力はするが委員はなし		

高齢者がん医療協議会（コンソーシアム） 運営規程

（名称）

本会は、高齢者がん医療協議会（コンソーシアム） [英文名：Japanese Association of Geriatric Oncology、JAGO]と称する。

（目的）

第1条 高齢者がん医療協議会（以下「協議会」という。）は、高齢者のがん医療における教育・診療・研究の向上を目指して合理的かつ科学的な企画・事業を実践し、有効かつ適切な高齢者のためのがん医療の普及をとおして、公共の福祉に貢献することを目的とする。

（構成）

第2条 協議会は、厚生労働科学研究費補助金 がん対策推進総合研究事業「高齢者がん診療ガイドライン策定とその普及のための研究」（研究代表：佐伯俊昭、以下班研究）に賛同するがん関連学会・団体、老年医学関連の学会・団体から推薦される委員により構成される。

2. 議長は研究代表者または研究代表者が指名するものが務める。
3. 本会には副議長を置くことができる。議長が指名し、議長がその任を果たせない場合に、議長の任を代行する。

（協議会の業務）

第3条 協議会は、班研究を支援するために、班の依頼に応じ以下の業務を行う。

- (1) 高齢者のがん医療に関する情報を収集・解析する。
 - (2) 有効かつ適切な高齢者のがん治療・支持療法を確立するための教育・診療・研究について検討し、その向上を目指し企画・事業を行う。
 - (3) 高齢者がん診療ガイドライン委員会等、班が設置した委員会や研究事業を支援する。
 - (4) 高齢者がん医療を担う人材育成のための事業を企画・実施する。
 - (5) 患者・家族および一般市民啓発を目的とした公開講座、シンポジウム等を開催する。
2. 前項第1号の業務を遂行するにあたってワーキンググループや委員会を設置することができる。その構成、業務等は細則で規定する。

（協議会の運営）

第4条 協議会は、年1回、総会を開催するものとする。

2. 総会の開催は議長が召集する。
3. 議長は必要に応じて、臨時の会議を開催することができる。
4. 総会は Web 会議システム、臨時の会議は電子メールあるいは Web 会議システムを使って、会議開催に代えることができる。

(議決)

第5条 審議事項が採決を要する場合は委員総数の2分の1以上の出席をもってする。

2. 採決が可否同数の場合は議長の決するところによる。
3. やむをえない理由によって総会・会議に出席できない委員はあらかじめ書面により別の委員に表決権を委任することができる。この場合、その欠席した委員は総会・会議に出席したものとみなす。

(報告)

第6条 協議会で実施された事業は、年1回班研究の報告事項の一つとして厚労省に文書をもって報告される。

(内規の改正)

第7条 本内規の改正は、協議会委員が立案し、協議会の議を経て、承認によりこれを行う。

附則

附則1.

本規程の施行に伴う細則は、別に定める。

附則2.

本規程は、2021年9月25日から施行する。

附則3.

協議会は、厚生労働科学研究費補助金事業（がん対策推進総合研究事業）「高齢者がん診療ガイドライン策定とその普及のための研究」によって運営される。

ただし、研究期間は、2021年4月から2023年3月までの予定で、その後の運営については、協議会内で図っていく。